

庄内町公共施設等総合管理計画

2015年3月策定

2021年3月改訂

目 次

I 公共施設管理に関する基本方針策定の背景と目的 ……………	1
1 背景と目的……………	1
2 方針期間……………	1
3 対象範囲……………	1
II 本町の現状 ……………	2
1 人口推移……………	2
2 財政状況……………	3
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察……	6
III 公共施設の現状と課題 ……………	7
1 建物系施設の現状と課題……………	7
2 インフラ系施設の現状と課題……………	10
3 公共施設の管理上の課題……………	10
IV 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ……	11
1 今後の取り組み目標……………	11
2 公共施設等の管理に関する基本方針……………	16
3 フォローアップの実施方針……………	17
4 一部事務組合が補修する施設に関する事項……………	17
5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針……………	17

I 公共施設等管理に関する基本方針策定の背景と目的

1 背景と目的

全国的に、高度経済成長期に整備された多くの施設を含め、公共施設等の老朽化対策を大きな課題とはしながらも、その対応が遅れている現状にあります。これを受け、国では、2013年12月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、インフラの整備に係る行動計画を策定するとともに、2014年4月22日付総務大臣通知において、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が大きく変化していくことを踏まえ、全庁的な公共施設の管理について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に策定するよう地方公共団体に要請がなされました。

本町は、合併から10年目を迎え、合併当初では想定できなかったことも多く発生しています。特に、人口の減少や少子高齢化については合併時の推定を大きく上回るものとなっています。刻一刻と変化する社会情勢を察知するとともに、厳しい財政状況を踏まえながら、本町の公共施設の現状をしっかりと把握するとともに、町民ニーズを的確に捉え、公共施設の全庁的、総合的な管理を推進するため、2015年3月に本計画を策定しました。特定の施設については、それ以前から、2008年に「庄内町建築物耐震改修促進計画」、2009年「庄内町立学校施設耐震改修計画」（2012年変更）、2010年「庄内町公営住宅等長寿命化計画」、2013年には、「庄内町橋梁長寿命化修繕計画」を策定するなど、個別に計画を策定し、管理をしてきたところであります。

その後、2018年2月27日、国は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号自治財政局財務調査課長通知）を改訂し、本計画について不断の見直しを実施し、充実を図るよう通知しました。

今般の改訂は、その指針の改訂内容を含め、更なる計画の推進に向けて、内容の充実を図るものです。

2 方針期間

2021年度から2061年度までの40年間の計画とします。ただし、社会情勢や財政状況を踏まえ、5年ごとに計画の見直しを行うこととします。

3 対象範囲

本町が保有する公有財産のうち、学校教育施設や文化施設、体育施設、庁舎施設等の**建物系施設**と道路・橋りょう及び上下水道施設などの**インフラ系施設**を対象とします。なお、土地のみの資産、一部事務組合の施設は対象から除外します。また、既存の施設だけでなく、今後新設または改築予定の施設も対象とします。

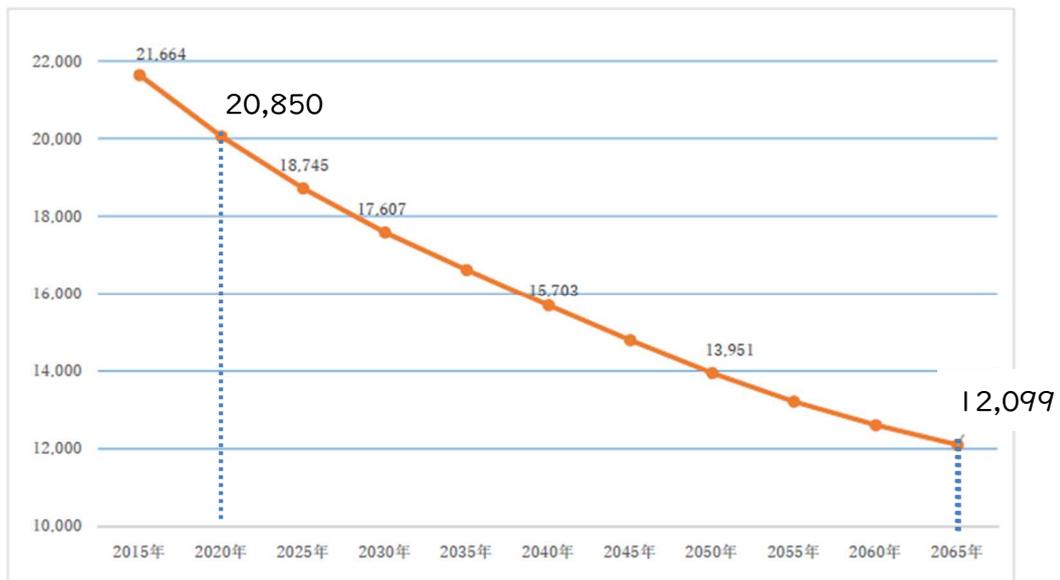
II 本町の現状

I 人口推移

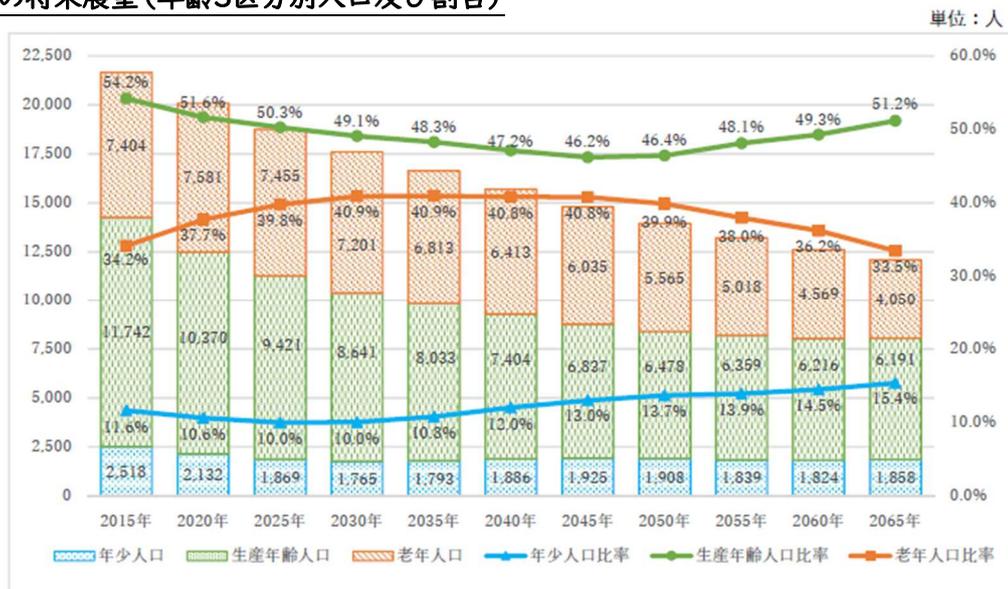
本町の人口は、1955年の34,141人をピークに毎年減少し続けており、合併時に24,677人、2020年3月31日現在では20,850人となり、将来人口推計においても、更なる減少は避けられない状況です。

庄内町人口ビジョンでは、計画終了時の2061年には、人口が12,489人まで減少し、2065年には、12,099人になると予測されています。これは2020年3月末の人口と比べて約42%の減少に相当します。町全体として人口減少は避けられない大きな課題で、公共施設のあり方にも大きく影響を与えるものと考えられます。

庄内町の全人口の推計



人口の将来展望 (年齢3区分別人口及び割合)



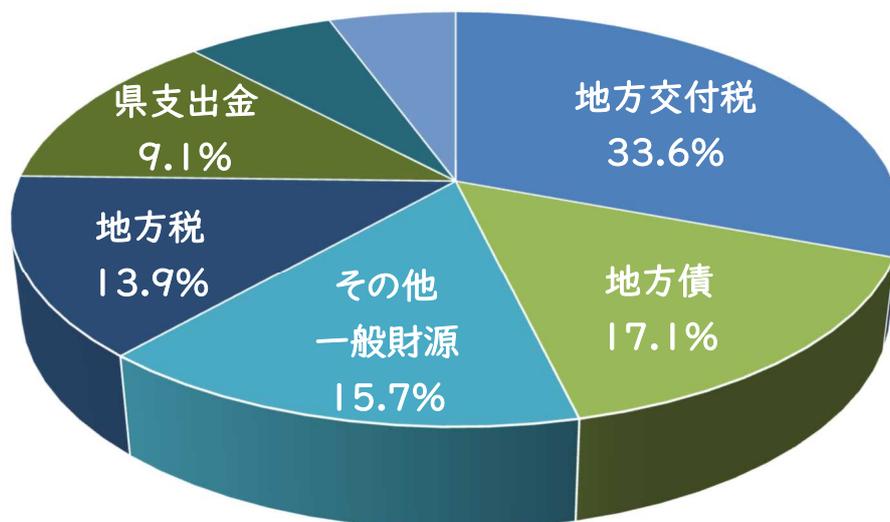
2 財政状況

(1) 歳入決算額の推移(普通会計決算)

2019年度の一般会計における歳入総額は143.9億円となっています。本町の歳入は、収入全体に対して自主財源である町税の割合が低い一方で、地方交付税や地方債の割合が高く、これらに大きく依存している状況にあります。

歳入の根幹である地方交付税については減少傾向にあり、今後も国勢調査人口の減少による影響が大きくなってきます。

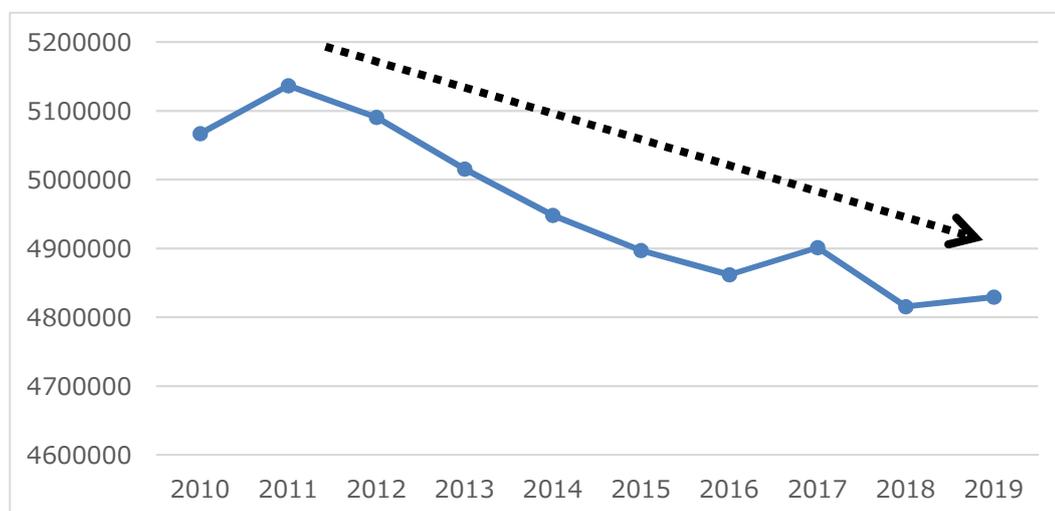
決算性質別内訳(普通会計)



	内訳	割合
1	地方交付税	33.6
2	地方債	17.1
3	その他一般財源	15.7
4	地方税	13.9

	内訳	割合
5	県支出金	9.1
6	国庫支出金	6.9
7	その他特定財源	3.7

地方交付税の推移



(2) 歳出決算額の推移(普通会計決算)

2019年度の一般会計における歳出総額は約134.7億円となっています。歳出決算額では、いずれの項目も増加傾向にあり、新庁舎建設等の大規模事業があったことから、全体としても過去最大級の決算額となりました。

公債費は、普通交付税の減額や2025年度まで続く16億円を超える町債償還額や国・県が施策の方向転換をしても、町単独予算で継続する施策による一般財源の持ち出しが増大する等、歳出面で財政規模の縮小は見通せない状況です。

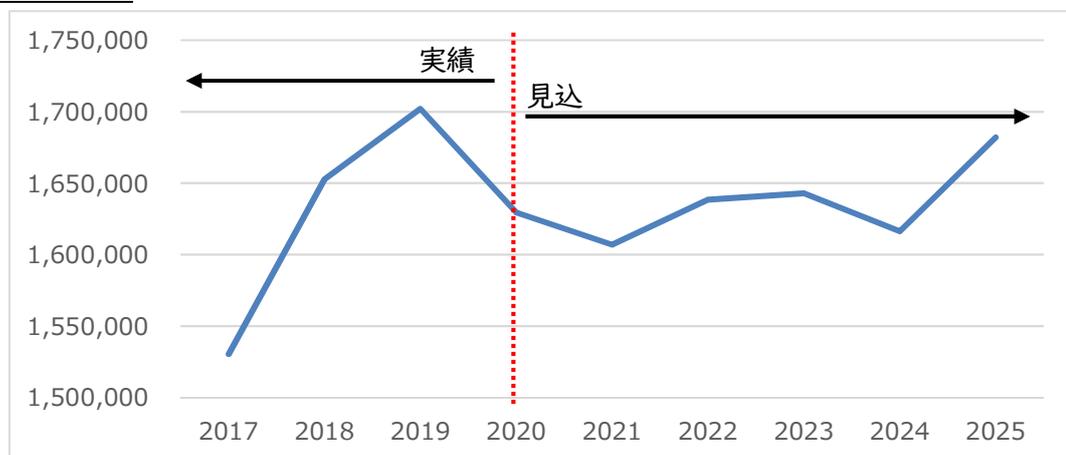
決算性質別内訳(普通会計)



	内訳	割合
1	投資的経費	20.9
2	補助費等	16.9
3	人件費	15.6
4	物件費	13.0
5	公債費	12.6

	内訳	割合
6	扶助費	9.9
7	繰出金	7.4
8	維持補修費	1.9
9	貸付金等	1.8

償還額の推移



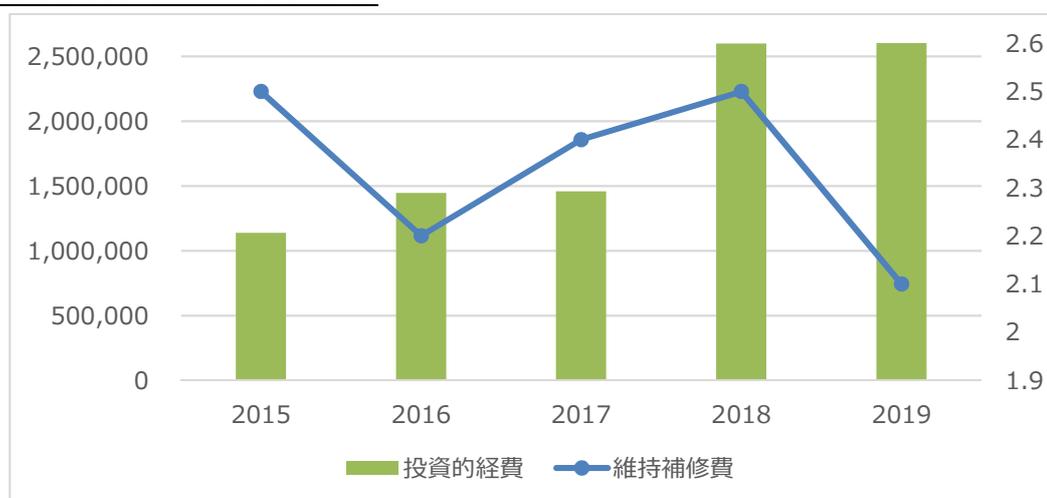
(3) 投資的経費の推移及び内訳(普通会計)

投資的経費については、過去 5 年間の平均額が約 19 億円となっています。投資的経費は 2017 年度まで微増でしたが、2018 年度は新庁舎整備に伴い増大しています。

維持補修費については、毎年 2~3%の間で推移していますが、道路除雪等の費用も含まれているため、積雪量に左右されています。今後、施設の老朽化や経年劣化に伴う大規模改修も想定され、その費用の増大が予想されます。

建て替えなどを行う場合に投資的経費は、次年度以降の公債費の増加に密接に関係することから、その増加には十分注意を払う必要があります。

投資的経費と維持補修費の推移



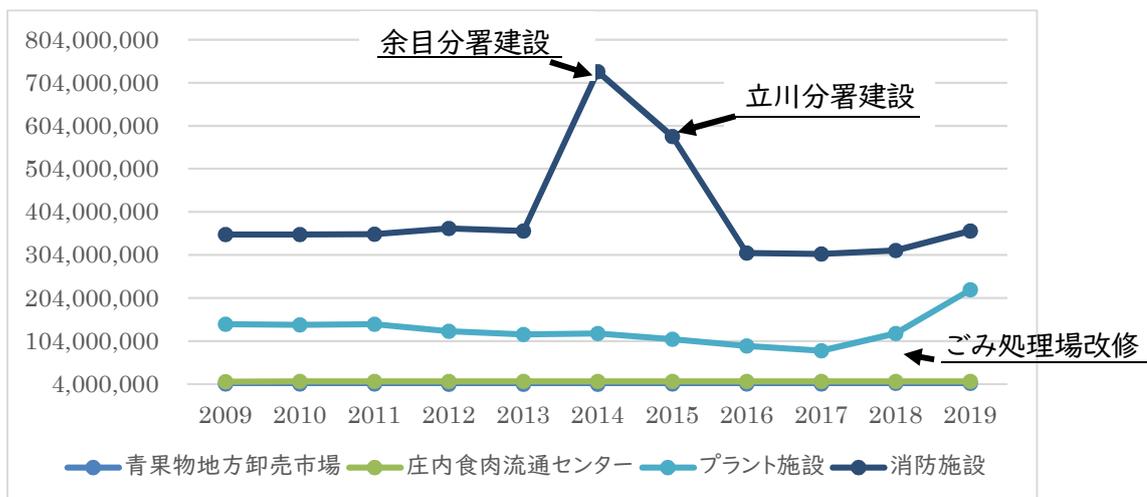
(4) 庄内広域行政組合及び酒田地区広域行政組合分担金の推移

庄内地方 5 市町で構成する庄内広域行政組合と庄内地方 3 市町で構成する酒田地区広域行政組合で本町が分担金を支払っている施設は下表のとおりです。またそれぞれの施設の分担金の 5 か年の推移をみると、ほぼ変化はありませんが、消防施設は 2021 年に消防本部の改修最終年で、2020 年度と比較し約 4 倍の分担金が生じる予定です。その他施設は、それぞれ 2021 年度までを目途に改修工事等が終了するため、財政的な負担は減少すると見込まれています。しかしながら、施設は定期的な保全が必要となるため、次の改修に備える必要があります。

庄内広域行政組合及び酒田地区広域行政組合の施設

組合名	施設名称	
庄内広域行政組合	公設庄内青果物地方卸売市場	
	庄内食肉流通センター	
酒田地区広域行政組合	プラント施設	ごみ処理施設
		リサイクルセンター
		最終処分場
	消防署	余目分署
		立川分署

庄内広域行政組合及び酒田地区広域行政組合分担金の推移



3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

本町は、2005年に合併し、合併当時の人口は、24,677人でしたが、10年後には2,629人、10%以上も減少している状況にあります。なかでも小・中学校の児童・生徒の減少は著しく、2006年度の園児・児童生徒数が2,593人でしたが、2020年度には1,714人まで減少し、879人(約34%)の減少となりました。計画年度末には、1,338人となることが予想されている状況です。

また、町の人口ビジョンでは、今後も全体的な人口減少は進んでいきますが、2035年で高齢化のピークを迎え、その後は老年人口の減少が加速化していきます。

財政面においては、歳入で大きな比率を占める普通交付税は、2015年度に合併算定替の特例期間を終了、2021年度には一本算定となります。人口の減少も加わり、更に大きく減少することは明らかであります。また、生産人口の減少は、自主財源となる町税の減収につながり、歳入が増える要因が見当たらないという厳しい状況が見込まれることとなります。

それにもかかわらず、施設等の数に大きな変動はなく、利用されていない施設もあり、全国と比較しても人口一人当たりの施設延床面積が大きく膨らんでいます。また、老朽化も相まって、大規模改修や建替に係る町民一人当たりの負担もますます増加していくこととなります。学校、幼稚園等については、子どもの数に比して、「大きすぎる施設」となり、今後ますます空教室が増加することが予想され、維持管理経費の捻出が大きな問題となります。

人口の減少、財源確保の厳しい財政状況を事前に予測し、「必要最小限の経費で最大の効果(サービス)」が保持できるような仕組みづくりに早急に着手していかなければなりません。

Ⅲ 公共施設等の現状と課題

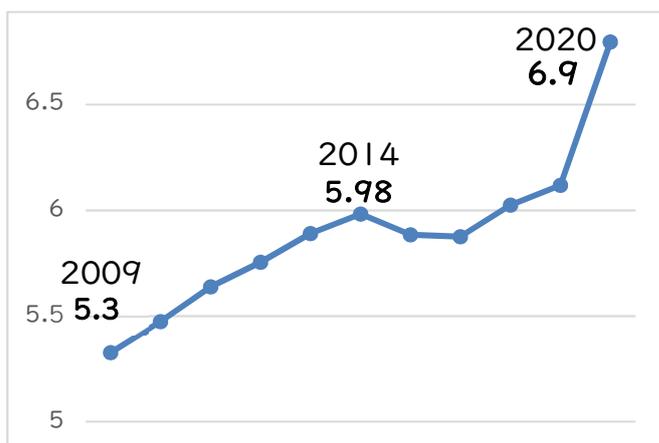
Ⅰ 建物系施設の現状と課題

(1) 建物系施設の建築物数

建物系施設の現状は、施設数では 667 棟、延床面積では 149,019.20 m²となり、町民一人当たり延床面積は、7.1 m²となっています。公営企業施設等を除いた延床面積 143,511.93 m²を町民一人当たりの延床面積に換算すると約 6.9 m²になります。これを、全国の人口同規模自治体と比べると、2.3 倍となっています。施設別では、全体に占める割合が学校 31.0%と一番大きく、児童生徒一人当たり(2020 年現在 1,714 人)の延床面積は、26.95 m²となっています。

なお、幼稚園や公民館、図書館、文化施設等を含めた教育関係施設は、全体の4割以上を占め、教育・文化的施設は充実している反面、維持管理経費が増加しており、需要に見合った施設量について、町民ニーズを的確に捉え、合理的な対応が求められています。

本町の人口1人当たりの延床面積の推移



※公営企業施設と 50 m²以下の面積を除いた総面積で比較

人口1人あたりの延床面積

庄内町	6.9 m ²
全国平均	2.94 m ²
全国人口同規模自治体 (2~5 万人)	3.96 m ²
全国人口同規模自治体 (2 万人未満)	5.99 m ²

※参照:

公共施設等改革の経済・財政効果分析
(2018 年 4 月 17 日)

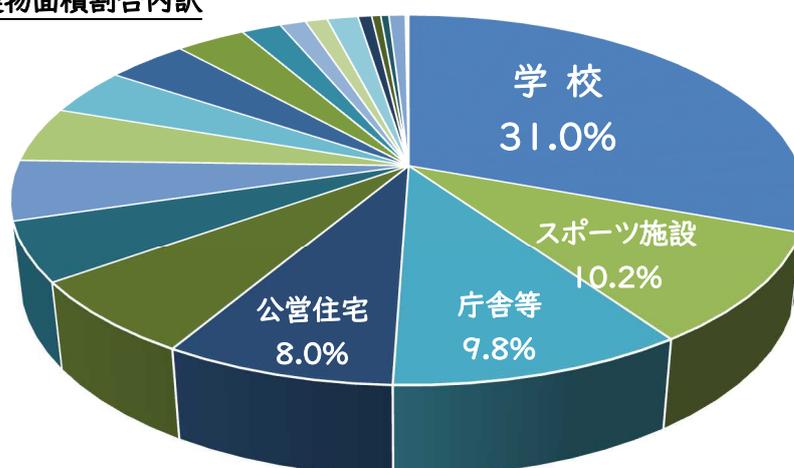
計画対象範囲の内訳(2020年3月31日現在)

<建物系施設>

No	区分	棟数	施設例
1	学校	74	小中学校
2	庁舎等	33	本庁舎、立川庁舎等
3	スポーツ施設	37	八幡スポーツ公園、各種グラウンド等 体育施設設置管理条例対象施設
4	公営住宅	98	町営住宅、若者定住住宅等
5	レクリエーション施設・ 観光施設	32	商工観光課及び立川総合支所所管施設
6	産業系施設	18	農林課所管施設
7	集会施設	22	公民館等

8	公営企業施設	135	企業課所管施設
9	普通財産	21	普通財産
10	幼稚園・保育園・こども園	25	幼稚園、保育園
11	文化施設	3	響ホール
12	博物館等	8	記念館、資料館
13	その他教育施設	4	共同調理場、スクールバス格納庫
14	消防施設	76	ポンプ格納庫等
15	その他行政系施設	12	火葬場等
16	幼児・児童施設	6	学童等
17	図書館	2	図書館
18	公園	34	公園付帯設備
19	保健施設	2	保健センター
20	バス関係施設	19	バス停、バス駐車場
21	駅関係施設	6	駅駐輪場
	合計	667	

建物系施設の建物面積割合内訳



	施設区分	割合		施設区分	割合
1	学校	31.0	11	文化施設	3.4
2	スポーツ施設	10.2	12	博物館等	1.9
3	庁舎等	9.8	13	その他行政系施設	1.5
4	公営住宅	8.0	14	その他教育施設	1.3
5	レクリエーション施設・観光施設	5.6	15	消防施設	1.1
6	産業系施設	5.3	16	保健施設	0.8
7	集会施設	5.3	17	幼児・児童施設	0.7
8	公営企業施設	4.9	18	図書館	0.4
9	普通財産	4.2	19	公園	0.4
10	幼稚園・保育園・こども園	4.0	20	バス関係施設	0.1
			21	駅関係施設	0.1

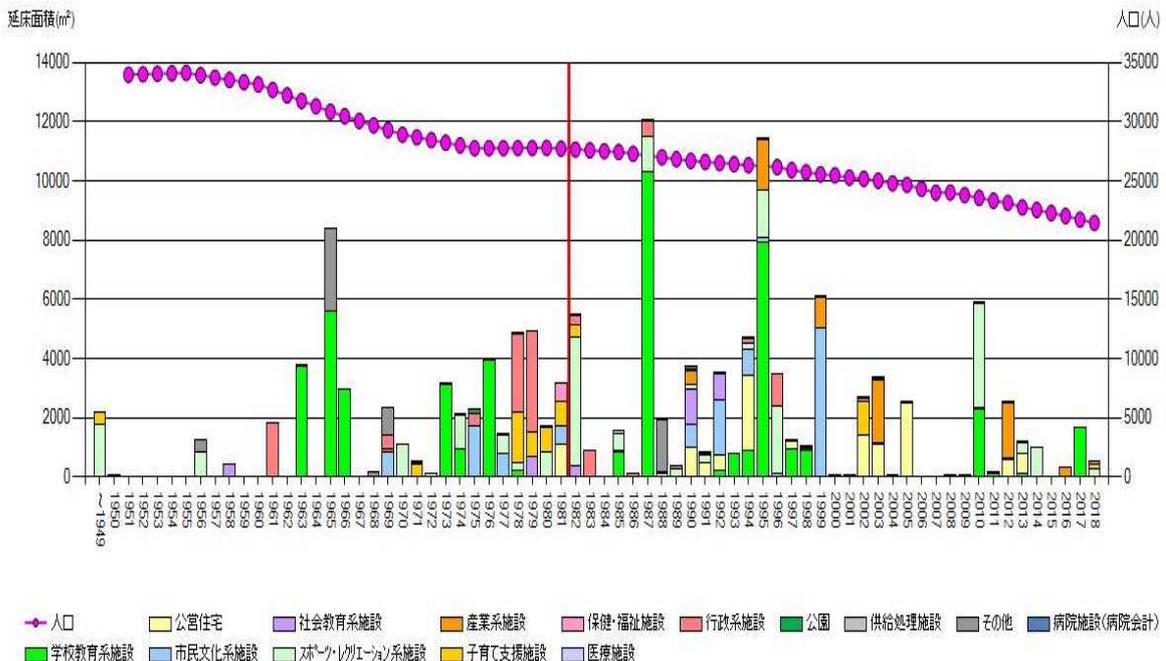
(2) 建物系施設の経過年数

小学校等の学校施設は1965年前後に、幼稚園が1975年前後に順次整備されており、近年耐震化・大規模改造等を実施しているものの、建物それ自体の経過年数が50年を超えているものも多く、それらを含めて築年数30年以上の建物棟数は全体の48%以上を占めている状況にあります。また、閉校となった小学校や使わなくなった施設等を普通財産として相当数管理しています。またこれらの施設は築50年を超えており、崩壊等の危険性があるため、解体等の早急な対応が求められています。なお、役場本庁舎については、2019年度に完成し、安全・安心な防災拠点となりうる強度と設備の整備がなされています。

(3) 公共施設の耐震化の状況

2019年度末現在、本町で管理している施設を建築年度別にみると、建築から30年以上経過している施設は381棟72,841.67㎡で、全体の48.89%となっています。

耐震化の状況としては、旧耐震基準となる施設は全体の33.3%となっています。

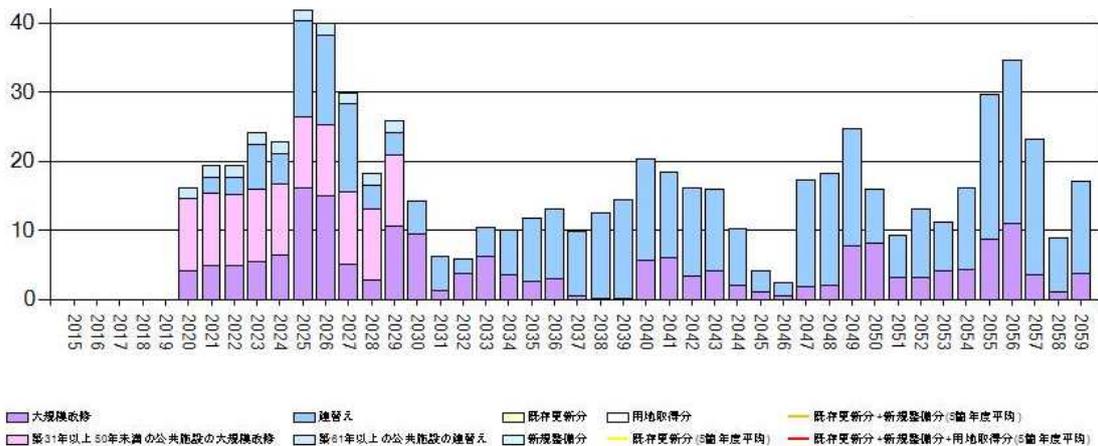


(4) 建物系施設の将来の更新費用の推計

築年数30年以上の建物棟数が全体の48%を超えている状況の下、今後、施設の老朽化がますます進み、施設の更新費用が増大していくことが予測されます。

総務省の試算ソフトでは、今後40年間の更新費用は、693.2億円を超えることが予想され、単純に計算しても、年額で17.3億円を要することとなり、毎年の予算に占める割合は大きくなります。

また、近年の労務単価の上昇や燃料費の高騰、ひいては消費税の増税が、費用の増額に拍車をかけることとなり、財政状況を悪化させる大きな要因となっています。



2 インフラ系施設の現状と課題

(1) インフラ系施設の現状

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	264,665m
	橋りょう	2,250m(203 橋)
農業施設	林道	36,632m
	農道	47,967m
ガス	管路延長	249.475km
上水道	管路延長	216,665m
下水道・ 農業集落排水	管路延長	130,139m
風車	-	1 基

(2) インフラ系施設将来更新費用の推計

インフラ系施設については、道路延長で 264,665m、橋りょうで 203 橋 2,250mのほか農道、林道等の交通インフラに加えて、上下水道管等を保有、管理しています。インフラ系施設の今後 40 年の更新整備費用は 624.8 億円にも及び、1 年当たりの整備費は、15.6 億円を超えることが予測されています。※ガス事業会計・風力発電事業会計については、本町独自のものとなるため、更新費用の算定から除外しています。

3 公共施設の管理上の課題

(1) 将来更新費用の推計(建物系施設及びインフラ系施設)

建物系施設及びインフラ系施設を併せた今後 40 年間の更新費用については、全体で 1,318 億円、年平均でも 33 億円に及ぶと推定されます。これは毎年の予算額の 3 割を超えており、特に 20 年後の 2035 年以降は 40 億円を超えることが見込まれています。これは、一

般会計予算額の約 4 割に相当する額が、公共施設維持整備に係る費用となり、町の会計全体を圧迫する事態が予想されます。

(2) 公共施設等の管理上の課題

地方公共団体の普通会計は、「現金主義」と言われ、現金の収入・支出を管理する単年度会計であるため、公共施設の建設から維持修繕費、解体費のほか、人件費など施設にかかるすべての費用(ライフサイクルコスト)の把握がされず、減価償却費を含めた資産状況が把握されていない状況にあります。

今後は、公共施設を用いた行政サービスの提供にかかる全てのコストを把握し、保有する公共施設の資産状況を明確に把握した上で、適正に管理していくことが求められます。

IV 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

これまで記述してきた公共施設等の現状と課題を踏まえ、本町の公共施設等について、効果的・効率的に管理していくための基本的な考え方について、以下のとおりとします。

1 今後の取り組み目標

【目標 1】 総資産量の適正化

- 総面積の縮小に努めます。

既存の施設を建て替える場合は、現在の面積を超える施設は建設しないようにし、面積の縮小を図ります。

新設等により施設自体の総面積の拡大が必要な場合は、費用対効果や地域の活性化を考慮して整備します。

必要なサービス水準は確保しながら、結果として、人口1人当たりの延床面積を増やすことなく、「庄内町人口ビジョン」の人口推計を勘案し、建物系施設の延床面積を計画期間40年で40.1%削減することを目標とします。施設区分ごとの削減目標は下記のとおりです。

- 廃止・複合化・集約化など、施設の総量制限に努めます。
- 安全性、社会情勢、地域のニーズや環境への配慮、また財政状況を的確に捉え、中長期的視点から各施設の方向性を検討し、全庁的な計画的整備を図ります。
- 普通財産及び施設廃止に伴う跡地は、民間提案による譲渡等により積極的に処分し、財源の確保や経費の削減に努め、譲渡等が難しい場合は、解体を速やかに進めます。
- インフラ系施設については、町民生活の安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- 指定管理へ移行した施設は、一定期間経過後に、指定管理者へその施設の所有権を移譲できるか検討します。

【目標 2】 長寿命化の推進

- 壊れてから修繕するのではなく、計画的な保全を実施し、施設を長期間使用できるように努めます。

にします。ただし、予算の平準化を図るため、本計画策定後 5 年後の本格実施に向けての調整期間とします。

- 更新・保全時期の集中化を避け、歳出の平準化を図ります。
- 施設ごとの特性を考慮した計画的維持管理を行います。
- インフラ系施設は、ライフサイクルコストを考慮し、長期間使用できるようにします。

【目標 3】民間活力の導入

●指定管理も含め、PPP/PFI で民間の持つノウハウを積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

(参考)延床面積削減目標の算出方法

【設定条件】

人口減少による利用者の減少や財政負担の増加等を考慮し、人口1人当たり延床面積が増えることのないよう人口減少率に合わせて建物の延床面積も削減すると仮定します。

庄内町人口ビジョンによる人口推計シミュレーションによると、総合管理計画の期末(2061年)時点で、人口は12,489人となり、2019年度末からの41年間で、8,361人(40.1%)減少することになります。総合管理計画の建物延床面積も40.1%削減することを目標とし、5年ごとに策定する実施計画の削減目標も、人口減少率と同様にします。

年	2020.3.31 基準年	2025	2030	2035	2040
参 照	住基	人口ビジョン	人口ビジョン	人口ビジョン	人口ビジョン
総人口(人)	20,850	18,745	17,607	16,639	15,703
年少人口 (比率)	2,221 (10.7%)	1,869 (10.0%)	1,765 (10.0%)	1,793 (10.8%)	1,886 (12.0%)
生産年齢人口 (比率)	10,969 (52.6%)	9,421 (50.2%)	8,641 (49.1%)	8,033 (48.3%)	7,404 (47.2%)
老年人口 (比率)	7,660 (36.7%)	7,455 (39.8%)	7,201 (40.9%)	6,813 (40.9%)	6,413 (40.8%)
減少率 (対基準年比)	-	△10.10%	△15.55%	△20.20%	△24.69%
削減目標	-	10.10%	5.45%	4.65%	4.49%
建物延床面積	149,019.20 m ²	133,968.26 m ²	125,846.71 m ²	118,917.32 m ²	112,226.36 m ²

年	2045	2050	2055	2060	2061
参 照	人口ビジョン	人口ビジョン	人口ビジョン	人口ビジョン	人口ビジョン
総人口(人)	14,797	13,951	13,216	12,609	12,489
年少人口 (比率)	1,925 (13.0%)	1,908 (13.7%)	1,839 (13.9%)	1,824 (14.5%)	1,831 (14.6%)
生産年齢人口 (比率)	6,837 (46.2%)	6,478 (46.4%)	6,359 (48.1%)	6,216 (49.3%)	6,211 (49.7%)
老年人口 (比率)	6,035 (40.8%)	5,565 (39.9%)	5,018 (38.0%)	4,569 (36.2%)	4,465 (35.7%)
減少率 (対基準年比)	△29.03%	△33.09%	△36.61%	△39.53%	△40.10%
削減目標	4.34%	4.06%	3.52%	2.92%	0.57%
建物延床面積	105,758.93 m ²	99,708.75 m ²	94,463.27 m ²	90,111.91 m ²	89,262.50 m ²

【参照:庄内町人口ビジョン】

【施設総量(延床面積)の削減目標】

人口減少や財政状況の変化を長期的に予測することは困難ですが、上記の方法で算出した施設総量の削減率を踏まえ、**本計画における施設総量の削減率 40.1%**にすることを目標に定めて、

施設総量の最適化に向けた取り組みを推進していくこととします。削減を図る施設のバランスは年齢人口比率を加味し、取り組んでいくこととします。

削減する面積は、現在の施設区分のバランスを最適な状態とし、年齢3区分別人口割合を加味して計画年度末の面積を以下のとおりとします。

①国等から示されている基準と2020年4月1日現在の児童・生徒数から算定された面積を最適値と仮定する。

・現在の面積総数 39,826.31 m² ・最適値 38,235.00 m²

※計画策定時で1,591.31 m²の乖離が生じているため、削減目標値に追加して考える。

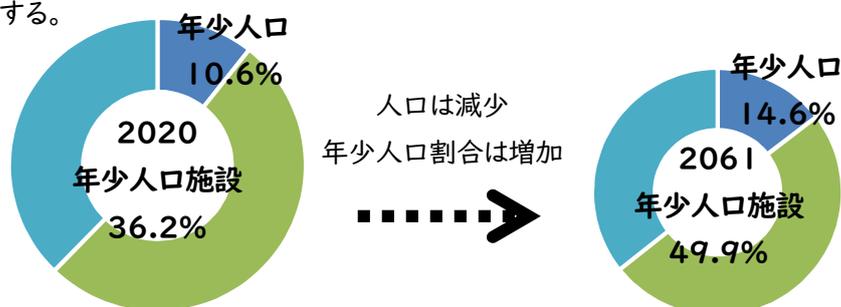
②最適値を用いて、建物面積割合の内訳を再度計算する。

③年少人口のみが利用する施設割合に対して最適値を用いて算定する。…36.2%

・学校(30.2%) ・幼稚園・保育園・子ども園(4.0%) ・幼児・児童施設(0.7%)

・その他教育施設(1.3%)

③計画年度末の公共施設延床面積の合計は89,262.50 m²で、年少人口の割合が14.6%であることから、最適値と現在の年少人口割合をもとに計画年度末の年少人口のみが利用する施設割合を算定する。



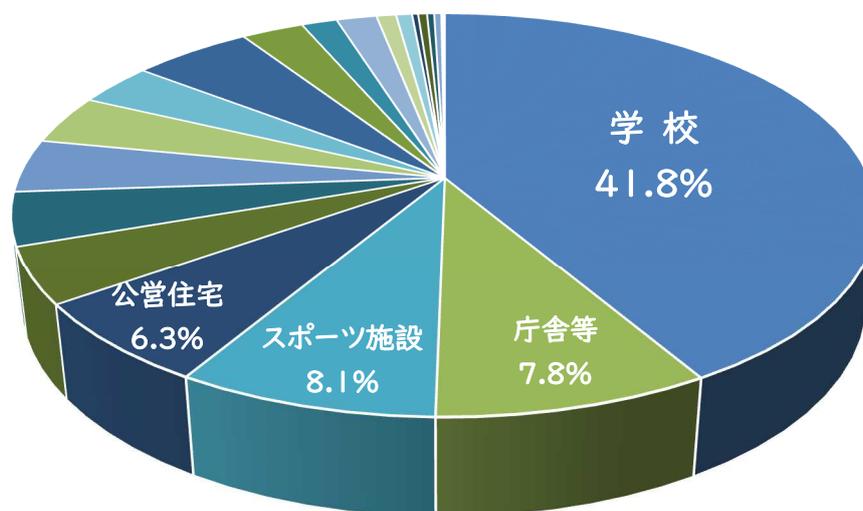
④これにより年少人口のみが利用する施設割合の合計が確定し、その数値を4区分で按分する。

その後、残りの割合をそれ以外の施設割合へ按分する。

・学校(41.8%) ・幼稚園・保育園・子ども園(5.5%) ・幼児・児童施設(0.9%)

・その他教育施設(1.7%)

計画年度末の公共施設の建物面積割合内訳



	施設区分	割合	削減目標面積
1	学校	41.8	8,687
2	庁舎等	7.8	7,692
3	スポーツ施設	8.1	8,006
4	公営住宅	6.3	6,282
5	レクリエーション施設・観光施設	4.4	4,412
6	産業系施設	4.3	4,134
7	集会施設	4.2	4,142
8	公営企業施設	3.9	3,850
9	普通財産	3.3	3,287
10	幼稚園・保育園・こども園	5.5	1,012
11	文化施設	2.7	2,676
12	博物館等	1.5	1,527
13	その他教育施設	1.7	378
14	消防施設	0.8	843
15	その他行政系施設	1.2	1,191
16	幼児・児童施設	0.9	197
17	図書館	0.4	348
18	公園	0.3	333
19	保健施設	0.6	631
20	バス関係施設	0.2	74
21	駅関係施設	0.1	55
	合計	100.0	▲59,757 m ²

2 公共施設等の管理に関する基本方針

①点検・診断及び安全確保等の実施方針

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防ぐため、定期点検等により劣化進行状況や老朽度を把握し、施設の配置、利用度、維持管理コスト等の現状把握とあわせ、施設状況データを蓄積します。

診断については、上記のデータを総合的に判断し、公共建築物は、「現状維持」「長寿命化」「移譲」「集約」「複合」「建替」「廃止」の7つで、インフラは「更新」「補修」の2つで評価します。

また、点検・診断の結果、危険性が認められた施設については、共用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。

②維持管理・更新等の実施方針

効果的な維持管理や更新をしていくため、不具合が発生した都度修繕を行う「事後保全」から、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的に計画的な補修を実施する「予防保全」への転換を目指します。

新設・既存を問わず、指定管理者制度やアウトソーシング等、民間活力の積極的な活用を図り、安価で質の高い公共サービスの提供を目指します。

③耐震化の実施方針

本町では、「庄内町建築物耐震改修促進計画」を2006年度に策定し、1981年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進しています。また、上位計画である「庄内町地域防災計画」では、防災活動の拠点である公共建築物の耐震化、防災対策の推進のほか、ライフラインの耐震化を行っています。今後耐震化が必要となる建物系施設や道路、橋りょう、上下水道などのインフラ系施設について、ひき続き検討を進め、必要な整備を行い、適正な管理に努めます。

④長寿命化の実施方針

将来にわたって利用する見込みのある建物系施設については、予防保全型の維持管理等を実施することにより、施設の長寿命化を図りその安全性や機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの削減に取り組みます。

すでに長寿命化計画を策定している、または、これから計画策定を予定している個別の施設等については、本計画を基本として継続的に見直しを行い、各長寿命化計画に基づく維持管理等を実施することとします。また、それ以外の施設等については、必要に応じて本計画を基本とした長寿命化計画等の策定を図っていきます。

⑤ユニバーサルデザイン化の推進方針

建物系施設の改修や更新等を行う際には、庄内町地域福祉計画(2017年3月策定)にある「町民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの対応を求めます。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等については、必要なサービスの水準を維持しながら、その総量が本町の規模に合うものとなるよう適正化を図っていく必要があります。今後、新たに施設整備や更新を行う際は、真に必要な公共施設等に限り行うこととし、同時に施設の複合化、集約化等、効果的・効率的な方法を検討していきます。廃止する施設については、廃止後の有効活用と建物等廃止経費の負担削減を図るため、「(仮称)廃止施設の有効活用方針」を別途定め、「町民等提案制度」の創設等により民間事業者の意見を取り入れ、移譲等の有効活用を図っていきます。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設マネジメントを進めていくため、将来にわたる財源状況の推移や施設全体の状況から総合的に判断したうえで優先順位を付し、長期的な視点で計画的に整備、保全などを行っていく必要があります。

本計画の実施にあたっては、各施設等の所管課をはじめ、庁内を横断して情報を共有し、それを踏まえたうえで財政計画や公共施設等の状況などを総合的に判断して、計画的に公共施設等の管理を行う体制を構築します。

本計画の推進を全庁的な取り組みとしていくためには、職員一人ひとりが施設をマネジメントするという意識を持って取り組んでいく必要があるため、計画の趣旨を十分に理解し、ファシリティマネジメントの視点に立った施設管理となるよう研修等を通じて職員の啓発に努め、コスト意識の向上に努めていくものとします。

さらに、町全体で公共施設の状況や今後の方向性についての認識を共有化していくため、町民と行政の相互理解を図り、町民との協働を推進します。議会や町民に対してできるだけ早い段階から積極的に情報提供し、意見を求めながら、対話型で施設のマネジメントを推進していきます。

3 フォローアップの実施方針

本計画は、公共施設が健全な状態で持続できるようになってはじめて目的が達成されたといえます。計画の推進にあたっては、PDCAサイクルなどの考え方を活用して、見直し・改善を進めていくことが考えられています。今後の財政状況や町民ニーズの変化等を把握し、公有財産利活用検討委員会において、適宜計画の内容や対象施設等の見直しを行うこととします。

4 一部事務組合が保有する施設に関する事項

本町が構成団体となっている一部事務組合が保有する公共施設等やその財政状況等について、情報収集を行い、今後構成団体との連携を検討します。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等は、学校施設や病院施設、道路や橋りょう等、様々な施設類型によって成り立っています。

それらは、施設類型によってその機能や維持管理手法、取り組み状況等は異なり、それぞれに特徴を有しているため、それぞれの類型での具体的な方針は、5年ごとに本計画を見直した際に示すこととします。その中で長寿命化することとなった施設については、個別施設計画を策定し、実施計画の策定期間にあわせ適切な見直しを行います。